

海外事務所 だより

パリ事務所事業「対EU情報発信事業」を通して見た フランス自治体の高齢者施策について

パリ事務所所長補佐 森屋 直樹（山梨県派遣）

パリ事務所

二〇〇八年の出生率が二・〇二を記録したフランスでも人口増加率における地域間格差は拡大しており、北東部には人口が減少している地域もあります。

その大きな要因として、定年退職後の高齢者が温暖な気候を求めてフランス南西部へ移住する傾向が指摘されており、南西部の自治体では急激に増加する高齢者住民への対応が急務となっています。

本稿では、パリ事務所事業「対EU情報発信事業」を通じて見た、フランス南部自治体における高齢者施策についてご紹介します。

対等なパートナーとしての 日仏自治体交流

二〇〇八年は日仏修好通商条約締結一五〇周年の年に当たり、在仏日本大使館のホ

ムページで確認できるだけでも二五もの関係イベントが日仏両国において開催されました。



↑日仏自治体交流会議に集った両国の自治体関係者

自治体による交流イベントとしても、一月二七日、二八日の両日にわたりフランスのナンシー市 (Nancy) において「日仏自治体交流会議」が開催され、両国合わせて総勢三〇ほどの自治体の代表者が集い、経済・社会・環境分野におけるそれぞれの先進的取組について意見交換を行い、また今後の姉妹都市交流の推進を確認しました。

今後も様々な分野における交流発展が期待されますが、当パリ事務所での業務を通じての認識では、日本の自治体関係者が渡仏して地方自治体を訪問調査する事例に比べると、フランスの自治体関係者が渡日して自治体を訪問する事例はまだまだまだ少なく、対等なパートナーとしての交流を今後発展させていくためには、取り組まなければならない課題だと考えています。

財団法人自治体国際化協会では、各海外事務所所管国内の自治体幹部職員等を日本



に招聘し、地方自治体訪問等を通じた日本の地方自治制度の理解促進や、交流による人的ネットワークの構築などを目的とした「海外自治体幹部交流協力セミナー」を例年実施しており、この事業を通じて得られた人的ネットワークは、海外活動支援や訪問調査といった海外事務所の業務推進に役立っています。

またパリ事務所でも「対EU情報発信事業」という事業を実施しています。

これは所管国内の自治体関係者が集まる会議や講演会に日本の自治体関係者を講師として招聘し、講演を通じて、そのテーマに関する日本の先進的取組についての情報発信に努めているものです。

平成一七年度から例年実施して四回目を迎えた平成二〇年度は、環境政策と福祉政

策について、それぞれ講師を招聘し、一月二九日（木）に地方自治体幹部職員研修所（ENACT）モンペリエ校にて熊本県水保市の森副市長が環境政策について説明し、同日パリの全国地方共済組合（MNT）にて茨城県齋藤長寿福祉課長が福祉政策について講演し、双方とも大好評を得ました。

また齋藤講師には翌日一月三〇日（金）にも、高齢者施策に関する講演を強く要望していたラングドック・ルシヨン州エロー県（Hérault）において講演いただきました。

本稿では、このエロー県における講演を通じて見た、フランスにおける高齢者施策について紹介します。（なお、本稿における「高齢者」とは「六五歳以上の方々」を指します）

フランスにおける高齢者施策

フランスは先進国の中でも出生率が非常に高く、二〇〇八年の出生率は二・〇二に上昇、国勢調査の結果から国の人口は一九九九年からの一〇年間で約三〇〇万人増加しており、少子化の進む日本とは異なった状況にあります。その理由としては、夫婦観や親子観といった家庭を取り巻く習慣の違いや一九世紀後半から出生率の上昇を国策として取り組んできた歴史など、諸説あります。

その一方で、一九四六年〜一九六〇年のべ



↑エロー県の高齢者福祉施策について説明するベネジス副議長

ビーブーム世代が定年退職を迎えてパイプリーム（パイプ）とは「おじいちゃん」を指す幼児語）が到来するなど、高齢者住民の増加は着実に進んでおり、その対策が急務とされている点については日本の事情とよく類似しています。特に定年退職後の生活を気候の穏やかな地で過ごそうと高齢者の南部への移住傾向も高まっており、今回講演を行ったエロー県など南部の地方自治体では高齢者施策が主要な行政テーマとなっているところと見えます。

フランスにおける高齢者施策としては、国の労働・社会関係・家族・連帯・都市省が、健康で従来の生活習慣を変えずに歳をとっていくための「よく歳をとる：Bien

「viejilir」プロジェクトを策定し、食生活の改善から日常的な運動の促進、地域サポート体制の整備などを進めています。

地方自治体では、社会福祉施策全般の権限は主に県が有していますが、母子の健康管理から乳幼児の保育体制整備、青少年の地域参画推進など、地域の実情に合わせた様々な施策を実施しており、高齢者施策としては代表的なものとして、高齢者福祉施設の整備や高齢者自動手当（AP A）の運用、高齢者の日常生活機能改善への取組などを実施しています。

エロー県では、近年に顕著となっている高齢者住民の増加を受け、その寝たきり防止を目的とした運動の習慣付けや食生活の改



↑運動機能低下防止運動を行う住民

善といった取組を実施、その取組を高齢者だけに限らずに全世代を対象とした「よく育ち、よく歳をとる：Du bien grandir au mieux viejilir」事業を展開しています。

具体的には健康に歳をとるための教育、情報を青少年世代に提供するとともに、高齢者にはその年齢に応じた寝たきり予防運動や地域社会活動への参加促進などを実施し、また高齢者自身が自宅での生活と介護施設での生活を自由に選択できるように、地域サービスの充実などを実施しています。

講演会の中で、主催者であるエロー県議会の福祉政策担当副議長ベネジス氏（M. BENEZIS）が強調していたのは、高齢者の寝たきり予防です。

健康で暮らしてきた高齢者が、転倒などで骨折して、一度寝たきりの状態になると運動機能や判断能力の低下は著しく、医療や介護の負担が非常に大きくなります。その一方で健康で自立した生活がおくれる高齢者は地域社会の担い手として非常に重要な存在であるため、寝たきり状態を作り出さないための予防策を重視して、都市構造のバリアフリー化や食生活の改善、日頃の運動習慣付けなどを重視して取り組んでいるとのことでした。

この寝たきり予防については、齋藤講師による茨城県における高齢者施策の説明においても強調されていた点であり、高齢者施策は洋の東西を問わず共通する点が多いことを示しています。

重要 お互いの顔の見える関係が

エロー県での講演後には、エロー県内のラベリユヌ市（Laverune）の住民センターで高齢者住民を対象とした運動機能改善講座に参加し、一緒に運動機能低下防止運動を体験する機会を得ました。

そこで生き生きと運動し、笑顔で笑い合っている高齢者住民の方々の姿を見て、高齢者が地域社会において元気に生活をおくれることこそが、高齢者施策の目的であるという認識が間違っていないということを強く感じました。

また、今回の事業を通じて、日仏の自治体関係者が直接言葉を交わし、お互いの先進事例を学び合うことこそが対等のパートナーになるためのスタート地点であることを実感しました。

パリ事務所では、その機会を提供する当該事業を今後実施し、その促進に寄与していきたいと思



↑ラベリユヌ市長（中央）及び住民の方々と一緒に

海外生活 だより

パリ事務所

パリの水事情 おいしい水は民より官

パリ事務所次長 荒木 誠（東京都派遣）

「パリの水道水は飲めない」？

「パリの水道水は飲めない」という話を聞くことがあります。はたしてそうか。カフェではミネラルウォーターとビールの値段が同じくらい。つい高価なミネラルウォーターを注文してしまう外国人旅行者を横目に、フランス人たちはみなデカンタに注がれた水道水を平気で飲んでいきます。もちろん無料。一五年前にもパリにいましたが、子供の通う幼稚園では水飲みの時間というのがありました。パリの地下は石灰層。水をコップに注いでしばらく置くと白く濁り薄い膜ができます。慣れない人はそれでお腹を壊すでしょう。

中世のパリでは、飲料水はセーヌ川の水

パリの水事情

取りがすべて押えていて大変高価でした。このため庶民には革袋で貯蔵の利くワインのほうが重宝したようです。ガストロノミーの研究者から、当時は赤ん坊にもワインを水で薄めて飲ませていたほどで、アル中や精神疾患が多かったと聞きました。食事の時にワインを飲む習慣はこの辺にあるようです。

去年の春、「ドラノエ市長がパリの公園にミネラルウォーターの公共水飲み場を設置」という記事を見てすっかり信じ込んでしまったところ、あとで「POISSON D'AVRIL（エイプリルフール）」に引っかけたね」とフランス人に笑われたことがありました。

一〇〇年以上の歴史を持つパリの水道ですが、二〇一〇年一月一日より、民営から再び公営に戻されることとなりました。

ドラノエ市長は昨年三月、市民により良い水を適切な価格で提供するため水道の再公営化を選挙公約に掲げて再選を果たしました。そして市長に就任すると直ちに委託会社に契約破棄を通告。更に他の自治体にも民営サービスを止めるよう呼び掛けるなど、再公営化への意気込みは相当なものでした。

フランスでは他の先進国と異なり、水道事業は一九世紀から一貫して民営によるサービスが主流でした。国内に二万六千ある水道事業のうち八割が民間委託による管理業務



↑セーヌ川をはさんで、奥が右岸、手前が左岸

を行っており、その委託先は、ヴェオリア、スエズ、SAURの大手二社で全体の九割を占めています。パリの水道もこの例に洩れず、施設は市が所有し、管理部門は営業をヴェオリアに委託。配水と料金徴収は、セーヌ川を隔てて右岸をヴェオリア、左岸をスエズがシェアしています。また浄水部門は、パリ市が七割出資する第三セクターSAGIPに委託していますが、市長の目論見では、再公営化される二〇一〇年以降、この第三セクターを水道公社EPIICとして再編して事業全体の運営に当たらせることとしています。

もともとパリでは、市営による水道事業が数十年間行われていましたが、一九八五年当時のシラク市長は入札なしに二五年の長期契約でヴェオリア、スエズの二社に管理業務の委託を開始しました。この契約がちょうど二〇〇九年末で満了になるのを機に見直しに至った訳です。

再公営化の論議が巻き起こった背景には、大手二社の市場支配の弊害とサービスの低下という問題があります。たとえば、一九八七年にスタートしたグルノーブル市の民営化では、当時の市長が無競争でスエズと契約。巨額の贈収賄と料金の水増し請求が発覚し汚職事件に発展したことから、二〇〇〇年より再び公営化に戻されてしまいました。その結果、同市では、一〇万人以上の都市で最も安い料金で高品質の水を提供できるようになりました。過去二〇年間でみても、四

〇以上の地方自治体が再公営化によりサービスの向上と料金の適正化を実現しており、今もなお五〇の自治体が再公営化に向けて動き出しているところです。

民営サービスの盲点は、事業の目的が利潤追求にあるため、収益が水質管理などサービス向上のために再投資されずに株主配当や企業内部留保に回りやすいこと、質と価格への監視機能が疎かになりがちで公益性の確保が難しい点です。普通、公営よりは民間のほうが価格競争や技術進歩が進みより良いサービスを安く提供できると考えるのが一般的ですが、実際、フランスでは一九九四年以降、水の値段は四割近く上がっており、その地域格差も、広域自治体、都市やコミュニティの間でますます広がるばかりです。

今回のパリの決定は、公営のほうが料金を引き上げずに将来の投資を賄えるかと断じたものですが、一九九〇年以降、パリの水道料金が不透明な会計や献金で二倍以上に引き上げられてきたことに対する市民の不満も再公営化の要因のひとつとして否めません。一方、EU全体の動きという点も注目されます。意外なことに、現在EU圏内には健康な飲料水を飲めない市民が一億二千万人もいます。そこでEUは各国に対し、その対策として二〇一五年までに域内のすべての住民が適正な料金で正常な飲料水を飲めるようにすることを義務付けています。しかし改善には巨額の投資を要するので料

金を抑えながらそれを回収することが民間では容易なことではありません。となるとフランスのみならず周辺国でも今後、自治体の再公営化の動きにますます拍車がかかることが予想されます。

パリ市水道事業を担当するアンヌ・ル・ストラート助役は、公営化されれば職業税も法人税も払わないので年間三〇〇〇万ユーロの経済利益が生み出されるというメリットを強調しています。しかし、パリの水道料金は、一㎡につき二・八ユーロとフランスの平均価格を下回っていること、消費量も年間一〜二%の割合で減少傾向にあることから、収入予測には厳しいものがあります。加えて新たな水道公社を設立するには、今の二社が拠出している三割の資本を買い戻さなければならぬこと、二社の職員の再配置に必要な給与額が巨額に上ることも考え併せると、再公営化といっても厳しいハードルが待ち受けており、今後の動向が注目されるどころです。民営サービスのリーダー的存在であったパリの水道が公営に戻されるようになった今、日本の公営企業のあり方についても、あるべき民営サービスとは何か、質の高いサービスの確保という点について改めて考えてみたいと思います。

